



CONTENTS

- ▶ 第50回定時総会
- ▶ 令和6年度第1回理事会報告
- ▶ 税務署だより
- ▶ プロの視点・取材レポート
- ▶ 部会だより
- ▶ 法人会の動き

会報

ゆい

公益社団法人 松戸法人会 定時総会



松戸税務署 人事異動のお知らせ



〈第18回〉 法人会全国女性フォーラム 広島大会

第50回定時総会(令和6年度)

開催日 令和6年5月24日(金)

場所 柏日本閣

五月晴れの5月24日(金)に松戸法人会第50回定時総会が、柏日本閣において開催されました。

総会に先立ち、第1部として前川喜平氏を講師にお招きして記念講演会が行われました。

講演終了後、第2部の総会が開催され、冒頭大川会長からご挨拶をいただきました。その中で令和6年度は、①有意義な講演会②租税教育活動③社会貢献(松戸音楽フェ

スティバル等)④税を考える週間(青法税会講演会等)⑤会員増強の5項目を中心に活動していくとの話をされました。

ご来賓として東山税務署長をはじめ署幹部職員のご臨席をいただき、正会員ほか約130名が出席して、下記の議案が満場一致をもって可決されましたことをご報告申し上げます。

第1部 総会記念講演会

講師：現代教育行政研究会 代表 前川喜平氏

演題：岸田政権は日本をどこへ連れていくのか？

講演会場は講演の始まる16時前にはほぼ満席となり、いよいよ講演会がスタートしました。司会は、湯浅総務委員長が務められ、前川氏のプロフィールを紹介し、90分にわたる講演会が始まりました。会場には約100名の会員の

方が来られ、前川氏より、安倍政権から岸田政権の間の政治と官僚の関係等を歯切れのよいお話で説明され、会場の皆さんは、熱心に講演を聞かれ、あっという間に終了時間となりました。



控室にて前川氏を囲んでの記念写真



講演会の様子

CONTENTS

第50回定時総会	2	プロの視点	10
令和6年度第1回理事会	4	キラビト紹介	11
新会員紹介	4	千葉県連役員大会	12
私の本棚	4	青年部会・女性部会	13
松戸法人会 令和7年度税制改正要望	5	法人会の動き	15
税務署だより	8	クイズ(数独)	15

表紙:第50回定時総会、青年部会研修旅行、女性フォーラム広島大会

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

第2部 第50回定時総会

下記の決議事項については満場一致で承認可決した。

決議事項

令和5年度収支決算承認の件
監査報告

報告事項

令和5年度事業報告
令和6年度事業計画
令和6年度収支予算



議長を務める大川会長



総会の様子

福利厚生優績者の伝達

千葉県連から「経営者大型総合保障制度」の取扱い会社である受託会社3社の営業職員並びに代理店に対する優績者の伝達があり、今回は優績者が欠席のため、ご紹介のみとなりました。

アフラック生命保険代理店
(株)三喜ビジネスコーポレイション千葉営業所
所長 芳野 仁一様

来賓祝辞

御来賓をご紹介した後、代表して次の方々からお祝辞を賜りました。

松戸税務署 署長 東山 俊雄 様
千葉県松戸県税事務所 所長 岩瀬 徹 様
松戸市 副市長 伊藤 智清 様
松戸商工会議所 会頭 待山 克典 様
千葉県税理士会松戸支部 支部長 梅山 新平 様

第3部 懇親会

椎名副会長の開宴のことばに続き、第3部から来られた流山市井崎市長のごあいさつをいただき、高野副署長から乾杯のご発声で、賑やかに懇親会がスタートしました。

新たに会員となられた方々をはじめ、名刺交換をする光景があちらこちらで見受けられ、ご来賓の方々を交え、会員の方向士が和気あいあいと懇親を深め異業種交流が図られました。最後に、谷内副会長の中締めのことばでお開きとなりました。



開宴のあいさつをする椎名副会長

令和6年度第1回理事会

開催日 令和6年4月26日(金) 午後2時30分開催

場所 松戸商工会館 5階会議室

議事

決議事項

- (1)第50回定時総会の付議事項について
第1号議案 令和5年度事業報告承認の件
第2号議案 令和5年度収支決算承認の件
監査報告
- (2)第50回定時総会の運営について
- (3)常盤平ブロックの支部併合について
- (4)電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(案)

報告事項

- (1)代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について
- (2)各ブロック、各委員会、各部会の業務状況について
- (3)その他



大川会長のあいさつ



東山署長のあいさつ

上記の議案が上程され、第1回理事会が、理事総数61名中32名が出席して、過半数以上の出席で有効に開催されました。審議事項につきましては、満場一致で承認可決されました。

新会員紹介

(令和6年4月4日～令和6年6月7日)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
中央第二	(株)ATSUDEN	古田 篤	松戸市三矢小台5-15-8	047-360-9699	電気工事業
和名谷谷・稔台	(同)アサクマニュース	熊谷 健志	松戸市稔台7-2-12	047-368-8377	新聞販売業
流山第2	(株)フラックス	太田 陽介	流山市東深井78-2	04-7170-4349	建設業
賛助会員(個人)		工藤 功士	松戸市新松戸6-117 ドエルシャンポール102	080-6887-6700	清掃業

私の本棚



心なのは内容だよ、内容!という方、ちょっと待ってください!
本屋さんに行って、好きな作家の本や話題の新作など、買うものが決まっている場合は良いんです。
でも、ぶらっと立ち寄った本屋さんで目的もなく本を物色する場合、真っ先に目に入って来るものは装丁ということはありませんか?よくCDなどでは「ジャケット買い」という言葉がありますが、それは本も同じ。
店頭で目に入ったデザインがおしゃれで好印象であれば、中身がよくわからなくてもついついレジに足が向いてしまった...という経験はありませんか?
美しい装丁の本であれば目の保養にもなります。同じシリーズのカラフルな表紙をインテリア感覚で本棚に並べ、ついつい笑みがこぼれてしまうという人もいるのではないのでしょうか。
また、最近では現代人が読むには少々ハードルが高い古典文学なども、人気の漫画家とコラボしたブックカバーが新装版として発売されるケースが多々あります。
やはりここでも「ジャケット買い」を狙っているようです。今まで目の見なかった作品が、装いを新たにただで再び注目を集めるようになるということもあります。
それぐらい「装丁」というのは重要な役割を果たしているのかも知れません。
少なくとも一つある本屋さんですが、また行く日が楽しみです!

入木田 健一

皆さん、本を購入するときに一番意識するのはどこでしょうか?好きな作家、好きなジャンル...でもそれ以上に真っ先に目に入ってくるのは、実は本の「装丁」ではありませんか?
残念ながら、ネットで購入が主流の昨今はなかなか画面越しだと装丁はわかりませんが、リアル本屋さんのいいところは、いわば本の「顔」に当たる部分。装丁の役割と、おしゃれなブックデザインが目瞭然なところかと思えます。
本の「装丁」(そうてい)という言葉は、表紙やカバーなどの「本の外側」のデザインのことを指すそうですが、一方で「ブックデザイン」は本の中身の書体や紙質などを含めた「本全体」のデザインのことを指します。
たとえば表紙や背表紙だけを指すなら「表紙」、それに帯や外箱などを含めたものが「装丁」、さらに紙の質だったり本文の書体やしおり紐などを含めたトータルデザインが「ブックデザイン」です。
では、本の装丁は具体的にどんな役割を果たしているのでしょうか?「所詮、本の外側を覆っているだけのものでしょ?肝

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で!

松戸法人会 令和7年度税制改正要望

— 税制委員会とりまとめ —

1 社会保障制度 制度の維持と世代間の公平ならびに 少子化対策

3年超に及ぶコロナの影響・インフレ進行に伴う物価高等にて社会保障の再構築及び急激な少子高齢化社会への進展に対応し、人生100年時代に向けて働き方のあり方・健康寿命の延伸・少子化対策・子育て支援等安心して暮らせる国となるような総合的な社会保障への制度改革を要望する。

(理由)

800万人以上いる団塊の世代が後期高齢者である75歳を超え、国民の4人に1人が75歳以上という超高齢化社会となる「2025年問題」が迫ってきている。また、高齢者の人口がピークを迎え、社会保障費の増大・労働力不足がより深刻となる「2040年問題」も予想される。平均寿命も2022年時点で、女性87.09歳(前年比△0.42)・男性81.05歳(同△0.49)になり、2060年には女性90.93歳・男性84.19歳に伸びると推計される。一方で、2023年出生率が1.20(前年1.26)出生数72.6万人(前年77.1)と推計され、少子高齢化社会に拍車をかけている。少子化対策強化として、政府の「こども未来戦略」で、2024年12月支給分から児童手当の所得制限を撤廃し、対象を18歳まで広げるとともに、第3子以降は月額3万円に増やし、第1子が22歳に達する年度まで増額する。また、3人以上の子どもを扶養する「多子世帯」を対象に、大学授業料を実質無償化する措置等が講じられる。令和6年度税制改正では、「子育て世帯」を対象に住宅ローン控除・リフォーム税制が拡充された。

その中でも令和6年度予算で社会保障給付費が134.3兆円で、内訳は年金45%、医療31%、福祉その他24%である。社会保障負担は保険料(被保険者拠出・事業者拠出)59%、公費41%となっている。近年、人手不足の深刻化・人件費の高騰による企業負担の増大・物価高騰等による価格転嫁の十分できない企業体力の低下・中小企業の倒産件数の増加が顕著となっている。今後、支える現役世代がますます減少する中で高齢者が増加し、現役世代への負担はますます重くなる。現在の社会保障制度への危機感及び安心感の欠如は拭いようがなく、早急な制度改革が必要な状況と言わざるを得ない。あわせて、新型コロナウイルスによる支出も財政圧迫要因となっており、短・中期的に

は年金・医療・介護の分野の改革が喫緊の課題である。世代間・世代内の不公平感を無くし、将来世代にも安心感が持てる制度を目指すには、給付水準を引き下げ、かつ、高齢者にも応分の負担を求めるべきである。

2 社会保障制度 「130万円の壁」緩和

人手不足が深刻化する中、昨今の賃上げによる最低賃金の上昇の影響により、給与収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向が強まっており、いわゆる「130万円の壁」等の一層の緩和を強く要望する。

(理由)

これまで、女性を含め、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内に給与収入を抑える「103万円の壁」が指摘されてきた。この点については、配偶者特別控除の導入によって解消されており、さらに、平成29年税制改正により、38万円の控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が40万円未満から85万円以下に引き上げる措置が講じられた。

もっとも、就業時間を抑制する「壁」には、社会保障料負担を強いられる「130万円の壁」も依然として大きな影響を与えている。政府が働き方改革を推進する一方で、昨今の物価上昇の影響により、労働者側では実質賃金の目減りが顕著となっており、労働時間を減らすという対応をせざるを得ない。企業側では、その分、新たな労働者を確保する必要が生じ、特に11月から12月は就業時間の調整の関係で人手不足が深刻となり、企業の生産活動に大きな支障をきたしている。

なお、この「130万円の壁」については、国民年金の被扶養者要件である「年収見込み130万円」を超えたとしても、総合的に将来の収入を勘案し、「一時的なもの」と評価される場合においては、特例的に連続して2年までは扶養にとどまれる制度が新設され予定である。

このような制度は、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる環境づくりに寄与するとともに、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資するとの観点からも、特例的なものではなく、恒久的な制度となることを期待したい。また、配偶者特別控除制度については、平成29年税制改正後においても、年収150万円の壁を超える場合には38万円の控除を受けられなくなることから、「150万円の壁」として意識され

ている現状に鑑みれば、より一層の緩和を強く要望する。

3 経済活性化と 原材料価格・インフレによる諸物 中小企業の活性化 価高騰、賃上げ要請・人手不足等 による企業収益の圧迫に対する 中小企業活性化策

エネルギー・原材料価格の高騰や人手不足が企業の事業活動に大きな影響を及ぼしている中での、弾力的な経済活性化策を要望する。

(理由)

ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化の影響による原材料価格の高騰を受けて、物価の上昇が顕著となっている。現在の日本の消費者物価指数は3%台で推移しており、長らく-1%から1%の間を推移していたデフレの状況からインフレの状況へと変化している。その一方で、企業側の価格転嫁の状況は、「10割」転嫁17.0%、「7-9割」転嫁16.9%、「4-6割」転嫁9.6%、「1-3割」転嫁19.7%、転嫁できず18.4%、転嫁なし16.2%となっており、物価の上昇が企業の業績に大きな影響を及ぼしている。

さらに、昨年5月からの新型コロナウイルス5類移行により、人流が活発化し、イベントの開催やインバウンド需要の回復などによって、企業は人手不足に直面している。加えて、働き方改革関連法により、本年4月から「自動車運転業務における時間外勤務時間の上限規制」が適用され、労働力不足や物流コストの増加の深刻化が懸念されている。

令和6年度税制改正では、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを後押しすべく、賃上げ促進税制の見直しが行われた。これにより中小企業の税率控除率は最大45%となり、その効果として賃上げ分の75%の企業負担が軽減されることとなった。さらに、繰越控除制度が創設され、当期の税額から控除できなかった分を5年間にわたって繰り越すことが可能となった。

その他にも、中小企業の活性化の観点から、交際費から除外される飲食費の一人当たりの上限額が5,000円から10,000円に引き上げられた。また、中小企業の円滑な世代交代を集中的に進めることを目的とした法人版事業承継税制に関して、特例承継計画の提出期限が2年延長された。

これらの経済活性化策は、ひいては中小企業の活性化に寄与するものであり、今後も様々な積極的方策を望む。

4 事業承継税制 事業承継税制の拡充

事業用資産を一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度とする。

(理由)

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤といえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度税制改正では、10年間の特例として、猶予対象の株式の制限の撤廃、納税猶予割合の引上げ等大幅な要件緩和等の見直しが行われ、相続税・贈与税が100%免除される特例措置が創設された。令和6年度税制改正案により、特例承継計画の提出期限が2年延長され、令和8年3月末日までとなったが、令和9年12月までに承継を行う必要がある。

また、この特例承継計画は、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて策定する必要があり、事務手続きが難解かつ煩雑であるため、手続には専門的な知識を有している方の手助けが必要となる。さらに、猶予が打ち切りになれば一気に課税されてしまうリスクもある。

したがって、行政手続き面での簡素化と利便性を高めることは勿論、「事業用資産」並びに「非上場株式」への課税を軽減あるいは控除するなど、事業承継が円滑に、且つ、安心して行える本格的な事業承継税制の創設を要望する。

5 消費税 消費税の確実な税収の確保軽減税率廃止による税率の1本化税率の維持

租税負担の公平性並びに納税意識の高揚を保持するため、消費税の確実な税収の確保を図る法整備を要望する。また、2年以上経過するロシア・ウクライナ戦争に伴うエネルギー価格の上昇を起因とした消費者物価の上昇が顕著でありデフレからインフレ状況に変化して国民生活に支障をきたしており、物価が安定するまでの消費税率の維持を要望する。

(理由)

消費税は、社会保障の安定的な財源の確保を目的として、2019年10月から10%に引き上げられるとともに 軽減税率8%が適用された。その後、コロナウイルスによる財政支出は76.5兆円となり、普通国債残高は年々増加傾向で、2023年末は1,068兆円に上ると見込まれる。日本の債務残高はGDPの2倍を超えており、主要先進国の中で最も高い水準にある。

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的に消費税者が税負担することを予定している税金であるが、本来国庫や地方財源として納められるべき税金の一部が事業者に残っ

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

てしまう「益税」の存在や、経済取引の力関係、例えば大企業の圧力によって中小企業が消費税引上げ分を価格に転嫁できず、その分を被るという「損税」の問題が指摘され、中小企業にとっては事業の存続に関わる死活問題であり、税率が引き上げられるごとにその問題は深刻化する。そこで、「益税」及び「損税」を解消し、租税負担の公平性並びに納税意識の高揚を保持する方法として、消費税の事業者免税点制度の廃止、簡易課税制度の廃止、価格転嫁違反者への速効的な法対応によって厳罰を与える制度の導入を要望する。また、軽減税率については事業者の事務負担が大きく、かつ、税制の簡素化、税務執行並びに税収確保等の面から問題点が多いことに加えて、そもそも本制度は、低所得者への配慮から導入されるものであるが、消費税の逆進性という性格により高所得者ほど恩恵を受けやすいと矛盾が生じるため、廃止し、単一税率とすべきである。また、中小企業経営者等の生活維持の為、物価が安定するまでの消費税率の維持を望む。

6 法人税関係 役員給与の損金算入の拡充等

役員給与の損金算入範囲の拡充を要望する。

(理由)

役員給与は、職務執行の対価であり、会社法では定款や株主総会決議によって支給額を定めると規定されており、会計上も費用として処理することされている。一方、現行の法人税法では、損金に算入することができる役員給与は、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③業績連動給与に限定されており、これらに該当しないものは原則として損金に算入することができない。また、役員給与の改定については、厳しい制約が課されている。

平成29年税制改正において、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしての多様な業績連動報酬や株式報酬の導入促進を目的に、事前確定届出給与及び業績連動給与の範囲が見直され、また、令和元年度税制改正において、業績連動給与に関する適正な手続きに関する要件が見直された。

さらに、令和2年度税制改正において、上場子会社における独立した意思決定を確保し、少数株主の利益を保護するための見直しとして、独立役員独立性に係る判断基準について、過去10年以内に親会社または兄弟会社に所属していた者でない旨が追加された。

このように、近年、役員給与に関する見直しが行われ、損金に算入することができる範囲は拡大しているものの、これらの改正のほとんどが主に上場企業を対象にしているもの

であり、我が国で多数を占める中小企業がメリットを享受できていないのが現状である。

役員給与の損金算入範囲については、中小企業においても運用が可能となる柔軟な対応を望む。

7 相続税 基礎控除額の引き上げ

基礎控除額の引き上げを要望する。

(理由)

2015年1月に相続税法が改正され、相続税の基礎控除額が4割減額されて既に9年が経過した。これにより、令和5年12月国税庁発表の「相続税の申告事績の概要」では課税対象者が15.1万人を超え、改正の前年(2014年)の4.4%から9.6%へと倍増し、2022年は9.3%(前年比+0.3%)と過去最大となり、1割も視野に入る数値となってきている。

また、課税価格の総額は20.6兆円(前年比+11.3%)、申告総額の総額は2.8兆円(前年比+14.6%)と増加傾向にある。さらに、一昨年12月16日に公表された令和5年度税制改正により、今年1月1日以降の贈与より、相続開始前の贈与が相続財産へ加算される期間が死亡3年前から段階的に期間が延長されていき、2031年1月1日からは完全に7年前からの加算期間へと延長される。これにより、相続財産が増え、相続税の増税につながる懸念がある。

相続税は、「富の再分配」の考えに基づく税であるが、改正による基礎控除額の急激な引き下げにより、小規模宅地等の評価減の特例などが使えなければ、単に住まいとして認識している土地・建物が、「富」として課税の対象となり、最悪納税のため売却を余儀なくされる場合も出てくる。

また、中小企業経営者の多くが、「事業承継の障害は、相続税の負担にある」と考えており、事業活動中に相続が発生すると、事業を引き継ぐ後継者は急遽発生した相続税の支払いのため、事業活動に必要な資産さえも売却せざるを得ない事態が生じてしまう。納税のための資金調達は、個人所有の不動産を銀行借入の際の担保として提供するなどの例に見られるように、事業用資産に限らず一般的に行われている。中小企業の事業経営者は、全財産をもって事業経営に当たることから、将来生ずる財産の毀損は次世代への事業承継を阻害する(後継者がいなくなる)。

以上のことから、2015年1月の相続税基礎控除額の引下げは、実生活において必要不可欠な不動産所有に悪影響を及ぼすとともに、中小企業の事業承継を阻害し、事業継続意欲の低下及び事業縮小の恐れがあることから、従前あるいはそれ以上への基礎控除額の引き上げを要望する。

法人税の電子申告は 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。

ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減

法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。
◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「[国税庁動画チャンネル](#)」



Check



財務諸表データの作成方法

【「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応】

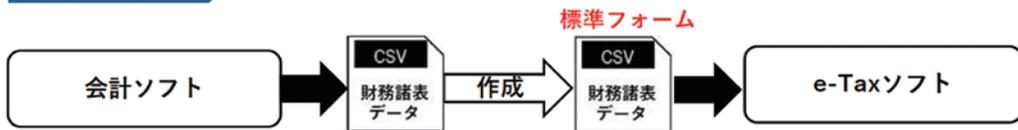
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

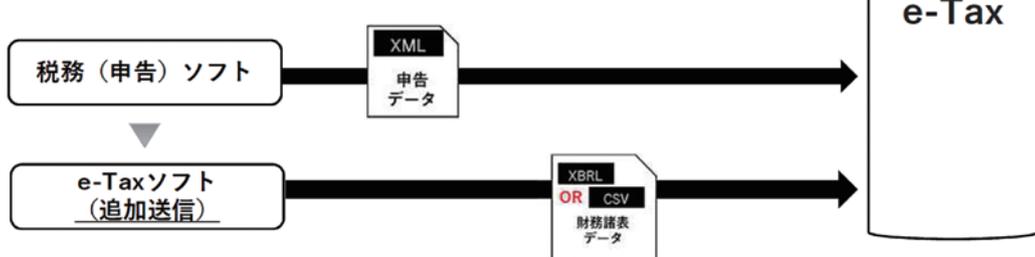


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



www.e-tax.nta.go.jp イータックス



プロの視点

最近のTOBにより上場廃止された株式の譲渡所得について



税理士法人JPコンサルタンツ
税理士 藤井 隆弘

最近、東京証券取引所では「物言う株主」（アクティビスト）の増加や経営再建、上場コスト削減等のためなどによりTOB（株式公開買付）等による上場廃止が増加しています（本年も1月から4月間でも20件になります。）。

今回はTOB等により上場廃止になった場合の個人における株式等譲渡所得についての税金を説明します。

1 TOBの流れ

- ①公開買付開始公告（Web上での公告、日刊新聞掲載）と内閣総理大臣への「公開買付届出書」の提出（提出後、「公開買付届出書」の写しをTOBの対象会社と証券取引所に届ける。）。
- ②TOBの対象となった会社は「意見表明報告書」を10日以内に内閣総理大臣に提出（提出後、「意見価格表明書」の写しを公開買付者と証券取引所に届ける。）。
- ③公開買付者は「対質問回答報告書」を5日以内に内閣総理大臣に提出（提出後、「対質問回答報告書」の写しをTOBの対象となった会社と証券取引所に届ける。）。
- ④公開買付者は、買付期日最終日の翌日に、TOBの結果について公表または公告します。公表または公告の内容等を記載した「公開買付報告書」を内閣総理大臣に提出（提出後、「公開買付報告書」の写しをTOBの対象となった会社と証券取引所に届ける。）。

2 TOB対象銘柄を所有している個人投資家について

①の公開買付開始公告で予定株数が100%近い場合、または上場廃止見込とされている場合にはTOBが完了した後、TOBの対象となった会社が上場廃止（見込）になります。

そこで、個人投資家は、次の段階で売却等を選択することになります。

(1)TOBに応じ株式を買い取ってもらう

この場合は、公開買付開始公告に記載されている証券会社を通じて株式を買い取ってもらいます。

記載されている証券会社に口座をすでに持っていれば所定の公開買付応募申込書に必要事項を記載し期日までに提出すれば手続は簡単に済みます。

口座を持っていない場合は、新たに口座（特定口座源泉徴収あり）を開設し対象の株券を移管してから手続を行うこととなります。

また、口座が「特定口座源泉徴収あり」であれば、確定申告での申告の必要はありません。

(2)TOBに応じず、市場で売却する

TOB公告後も上場を継続している場合には、保有している証券会社で売却することができます。

また、証券会社の口座が「特定口座源泉徴収あり」であれば、確定申告での申告の必要はありません。

(3)TOBに応じず保有し続ける

TOBが成立し上場廃止が決まりますと1か月間「整理銘柄」に指定されます。

その後、上場廃止となり公開買付公告に記載されている買付価格で強制的に買い取られます。

この場合の確定申告の必要の有無については、譲渡する時期により異なります。

イ 整理銘柄に指定されている間に売却する場合

証券会社の口座が「特定口座源泉徴収あり」であれば、確定申告での申告の必要はありません。

ロ 上場廃止された後、売却または公開買付業者に強制的に買取される場合

株式は特定口座から払いだされ、発行会社、又は信託銀行の預かりとなります。

この場合には、自ら計算し、譲渡益（買取価格－取得価格等）が生じていれば、確定申告する必要があります。

確定申告では、「一般株式等」に該当され、「上場株式等」の損益通算及び損失の繰越控除は適用できません。

また、前年の繰越損失を控除することもできません。

(参考)

令和5年6月に国税庁が「株式公開買付（TOB）成立後、上場廃止となった株式の買取りに係る所得税（株式譲渡所得）の申告漏れ等について」を公表しています。

内容は、「サンプル調査を実施したところ、申告が必要であるにもかかわらず、申告漏れとなっている方が多数把握されました。」と併せて「納税者の皆様へのお願いとして、申告漏れがないか確認をお願いしたい旨記載されています。

◆調査件数:379件、申告漏れ等非違件数:199件(52%)、申告漏れ等所得金額:4億7,495万円、追徴税額:7,258万円、申告1件当たり追徴税額:36万円

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

取材レポート

キラビト紹介

ことざくら まさかつ
琴櫻関(佐渡ヶ嶽部屋) 琴櫻 将傑

プロフィール

生年月日：平成9年11月19日(26歳)
 しこ名履歴：琴鎌谷 ▶ 琴ノ若 ▶ 琴櫻
 ※令和6年5月場所より「琴櫻」襲名祖父の名50年ぶり復活
 出身地：千葉県松戸市
 得意技：右四つ・寄り・押し



力士経歴

初土俵 平成27年11月場所
 新十両 令和元年7月場所
 新入幕 令和2年3月場所
 新三役 令和5年1月場所
 大関昇進日 令和6年1月31日

戦歴・受賞歴

序ノ口優勝 1回
 敢闘賞 5回
 技能賞 1回

血筋

父・琴ノ若 祖父・琴櫻

入門する前から「祖父は、父は」と言われてきたと思いますがどうですか。
 ⇒入門当時からいろいろ言われてきたので、そこはあまり気にしないようにしています。言われるものだと思っているので、考えなくなりました。

大関になったことの抱負(昇進伝達式口上)

令和6年1月31日

口上「大関の名に恥じめよう感謝の気持ちを持って
 相撲道に精進してまいります」

※佐渡ヶ嶽部屋では、2011年秋場所ですべての昇進を決めた琴奨菊(現秀ノ山親方)以来7人目の大関。

「琴ノ若でまず1場所取る。そこから琴櫻を継がせていただきたい」

元々は昇進で「琴櫻」を継承する予定だった。幼少期に祖父と交わした約束であり、立身出世の原動力でもある。気持ちの変化が生まれたのは新関脇となった昨年秋場所以降。父の番付を超えれば、感謝を伝えられるとの思いからだ。

◆昇進2場所目となる5月場所から琴櫻に改名し、祖父に並ぶ最高位を目指す。「まだもう1個、上がある。その景色を師匠と一緒に見られるように精進したい」

抱負

いつも市民の皆様の応援を心より感謝しております。私の生まれ故郷「松戸」で大関に上がる事ができ、とても嬉しく思います。

まだもうひとつ上の番付がありますので、優勝そして横綱を目指しこれからもこの松戸で稽古に精進していきます。

松戸市長はじめ市民の皆様に良いご報告ができるよう、そして松戸市の相撲発展に今後も佐渡ヶ嶽部屋と共に尽力してまいりますので、これからも応援の程よろしくお願い致します。



大関昇進後

3月場所

改名せず 大関琴ノ若
 10勝5敗

5月場所

祖父で元横綱の「琴櫻」の名を受け継いだ1974年名古屋場所以来、50年ぶりに「琴櫻」が復活最高位を目指していく
 11勝4敗



県法連青年・女性連協理事会・ 合同講演会・交流会

5月20日、ホテルポートプラザ千葉にて、県連の講演会を青年部会、女性部会合同の講演会、懇親会に参加させて頂きました。

当日は順天堂大学の小林教授の健康についての講演を拝聴致しました。小林教授のお話は腸の状態が様々な現代病やストレスと大きく関係しており、腸の状態を良く保つと、様々な予防になると、徐々に年齢を感じるようになってきた身としても、とても興味深いなかなかお聞き出来ないお話を聞き、これからの生活に、仕事に役に立つ情報を学ぶ事が出来ました。

超一流の腸の専門家でありながらとてもユーモアを交えたご講演で、拝聴する私たちも蝶の様にチョー健康になれるようです。

その後は、お酒を交えつつの交流会では、女性部会の皆

開催日 令和6年5月20日(月)
場所 ホテルポートプラザ千葉

様や県内の方々等、なかなかお話しする機会のない方々との交流に、とても有意義な1日となりました。

青年部会 関根 学



参加された青年部会・女性部会の方々

千葉県法人会連合会 役員大会

開催日 令和6年6月17日(月) 午後4時～
場所 三井ガーデンホテル千葉

県法連主催の役員大会が挙行され、当会から大川会長ほか10名の方々が参加して受章を祝しました。

全法連並びに県法連の功勞者として、当会から下記の6名の方々が表彰され、千葉県連・花島会長より表彰状及び副賞が授与されました。また、当会の令和5年度「会員増強統一月間運動」にて金賞を受賞しました。



花島千葉県連会長あいさつ

【全法連表彰者】

染野 和廣 様	トーカツ建興(株)
秋元 稔 様	(株)更紗
相木 嘉子 様	松戸法人会

【県法連表彰者】

湯浅 康弘 様	(株)湯浅
浮ヶ谷 容徳 様	(株)ウキガヤ
佐藤 徹夫 様	万星食品(株)

【会員増強統一月間運動表彰】

金賞



大川会長と役員・表彰者の方々と記念写真

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

青年部会 第44回定例総会

開催日 令和6年4月25日(木)
場所 松戸法人会館

4月25日に松戸法人会館にて青年部会44回定例総会が開催されました。来賓には松戸税務署より東山俊雄署長、高野亜矢副署長、大下豪法人課税第1部門統括官、西村翔法人課税第1部門審理担当官に親会からは谷内久徳副会長にご来会頂き、部会員17名の参加者で開会させて頂きました。令和5年度の第1・2号議案として事業報告・収支決算、第3・4号議案として令和6年度の事業計画・収支予算に関する議案、第5号議案として役員補充及び役職変更議

案、第6号議案として会費改定議案と計6議案を上程させて頂きすべての議案が満場一致で可決承認頂きました。

今回は新たな取り組みとして中学生向け租税教室の開催と会員同士の交流と会員増強に力を入れると挨拶の中で宣言させて頂きました。部会員みんなで新たなメンバーの発掘を行い、新入会員数を増やすそんな1年間にしていきます。

青年部会長 山崎 修太郎



署と総会出席者で記念写真

女性部会 第49回定例総会

開催日 令和6年5月17日(金)
場所 聖徳大学10号館14階ラウンジローカス

女性部会第49回定例総会が令和6年5月17日松戸駅前の聖徳大学10号館ラウンジローカスにおいて開催されました。

当日は2部構成で第1部は松戸税務署 東山署長の記念講演「税のよもやま話」でした。

まずは、電子帳簿等保存制度の改正について、電子的に帳簿や書類を保存しその方法スキャナやスマホで読み込み保存し、電子データでの取引した契約書等は紙面ではなく電子データで保存する必要がある。

また令和6年度の給与所得税は、6月1日から定額減税とし給料等から一定額を毎回控除してゆくことに決まって

おります。そのほか東山署長からはプロスポーツマンの所得に関する税金の話企業社長の交際費？社長の愛車？など意外なお話をお聞きました。

第2部 総会で事業報告・決算報告・事業計画(案)・収支予算(案)が承認され、無事総会は終了いたしました。

そののち懇親会が始まり、今回は署の皆様も参加されたことで久方ぶりに何処の円卓も笑いでにぎわいが戻り楽しい一時を過ごすことができました。

ここで一句「コロナ明け笑いで不況を吹き飛ばせ^^」お粗末でした。笑笑

徳永 昌子



東山署長のご講演



議長を務める丸山女性部会長

青年部会 研修旅行in鹿児島

令和2年2月に開催した研修旅行in博多以来、地方への研修旅行は約4年振りの開催で私自身とても楽しみでした。初日は20時より海鮮居酒屋にて総勢11名で懇親会を行い、2日目は本坊酒造 マルス津貫蒸留所の工場見学。部会員が真剣にガイドさんに耳を傾け、真剣!!部会員の質問が多く、見学時間をオーバー。その後、慌てて知覧特攻平和会館へ。こちら当初は1時間の見学予定でしたが、結果的に閉館時間いっぱいまで見学しました。我々より年下の17歳から21歳の特攻兵が日本のためにと帰りの車は話題もちきりでした。その後、1泊組も合流し鹿児島料理を堪能し、大懇親会を開催!!なぜか、黒ひげ危機一髪で大盛り上がりの1日でした。最終日は桜島を見学しました。4年振りということで、部会員も大分変わっており、正直不安もいっぱいでしたが、丸2日間皆さんと一緒に行動し、新た

開催日 令和6年4月18日(木)～19日(金)
方面 鹿児島県

に入会されたメンバーとの交流も大いに出来、本当に実りある研修旅行でした。来年は何処にいきましょうか?

青年部会長 山崎 修太郎 懇親会の様子



鯨のモニュメント前で記念写真

女性部会 全国女性フォーラム広島大会

第18回法人会全国女性フォーラム広島大会が、399法人会1,690名の参加のもと令和6年4月18日に開催されました。

第1部は広島交響楽団桂冠指揮者 下野竜也氏の「音楽・師との出会い～今、我々に求められること～」と題して記念講演が開催されました。下野氏は1969年生まれ鹿児島県出身。小学生から指揮者に憧れましたが、職業としては音楽に関わる音楽教諭の道を選びました。しかしその思いは断ち切れず、鹿児島大学卒業後、桐朋学園大学音楽学部附属指揮教室に進学。小澤征爾氏が優勝したことで知られるフランスのブザンソン国際指揮者コンクールで優勝するほか、天性の才能と努力を持って数々の輝かしい実績を残されました。2017年広島交響楽団音楽総監督に就任し、そのご縁で広島市民賞を受賞。増々高い評価を受ける指揮者となられ、2023年にはNHK交響楽団の正指揮者に就任されました。進むべき道の選択ごとに素晴らしい恩師との出会いがあって現在の自分があると、その思いを伝えるべく後進の指導を続けておられるそうです。音楽家一家ではない環境で数々の音楽賞を受賞される指揮者となるには、どれ程の努力を積み重ねてこられたか想像に難くありません。

第2部式典では、刻々と目まぐるしく変化する現在の日常を「今、みつめなおそう!」と大会宣言があり、続く第3部懇親会

開催日 令和6年4月18日(木)
方面 広島県

も無事終了し散会となりました。

恒例の物産展では多種多様な広島名産品の中からお目当てのお土産を購入でき、翌日の宮島観光後、お弁当とお土産を持って新幹線で帰途につきました。

丸山部会長・恩田役員・秋谷で参加、天候にも恵まれ有意義な時間でした。

秋谷 多英子



参加者で記念写真



ヤマタノオロチの舞

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で!

法人会の動き

7月		
月日	開催行事	会場
7/4	第1回青法税会会議	松戸法人会館
5	県連・第1回事務局長会議・福利厚生制度推進連絡協議会	ポートプラザちば
8	松戸まつりイン2024第2回実行委員会	松戸商工会館
9	女性部会「日帰りバス研修」	横浜方面
12	税の相談日(吉田 健司先生)	松戸法人会館
13	新松戸まつり	けやき通り
16	第2回広報委員会	松戸法人会館
	設立50周年記念実行委員会(広報)	松戸法人会館
18	研修委員会	松戸法人会館
22	設立50周年記念実行委員会(記念事業)	松戸法人会館
24	新設法人説明会(ZOOM併用)	松戸法人会館
	決算期別説明会(ZOOM併用)(羽鳥 富男先生)	松戸法人会館
	全法連・常任税制委員会	全法連会館
30	松戸音楽フェスティバル第2回会議	京葉ガス第1ビル5F

8月		
月日	開催行事	会場
8/5	第3回正・副会長定例会	松戸法人会館
9	県連・第1回組織委員会	ポートプラザちば
13	事務局夏休み(法人会館閉館)	
14	事務局夏休み(法人会館閉館)	
15	事務局夏休み(法人会館閉館)	
16	税の相談日(梅津 徹朗先生)	松戸法人会館
21	決算期別説明会(ZOOM併用)(吉村 博先生)	松戸法人会館
27	第2回理事会	松戸商工会館
	署との交流会	松戸商工会館
28	県連・第2回事務局長会議	ポートプラザちば

行事予定が変更となる可能性があります。
7月8月の予定については、当法人会ホームページの「行事予定」をご覧ください。

第26回 クイズ (数独)

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

ルール①

まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

	9	3			7	4		
			5				2	
6				1				3
	3		4					9
		4				2		
7					5		8	
2				7				1
	8				4			
		7	9			5	3	

第25回クイズ(5月号)の回答

答え ①…首尾一貫 ②…先手必勝

作者紹介

株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。パズルASP「e-数独」をBtoB向けにリリース。

ルール②

タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

正解者の中から抽選で5名の方に
QUOカード 2,000円分をプレゼント!

「クイズ(数独)」の懸賞応募方法について

以下の方法から選んでご応募ください。

1 QRコードでの応募



2 郵便はがきでの応募

- クイズの答え
- 郵便番号
- 自宅住所
- 氏名を明記の上、〒271-0076 千葉県松戸市岩瀬108 公益社団法人松戸法人会事務局までお送り下さい。

締切日は、令和6年7月31日(水)とさせていただきます。

なお、郵便ハガキは締切日当日の<消印有効>とさせていただきます。応募は、お1人様1回(1通)限りさせていただきます。

たくさんの応募をお待ちしております。

当選者の発表はQUOカードの発送をもってかえさせていただきます。

正解は、次号NO.293号(9月号)に掲載します。

このページの懸賞情報に関するお問合せや苦情等には対応できかねますのでご容赦ください。



www.e-tax.nta.go.jp イータックス

